

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 2019年4月18日

東京都作業部会確認 2019年4月24日

事業名 外注業者委託、大会運営費用

案件名 エネルギー業務運営及び関連工事監理業務委託

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・本案件は、V3 予算に計上された外注業者委託、大会運営費用に係る経費である。 ・経費分担は、平成29年5月31日の大枠の合意に基づくことが確認できた。 ・発注予定金額は、V3 予算内であることを確認した。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・組織委員会は、大会においてエネルギー供給に関する責任を持ち、IOC、国、インフラ事業者及び各FAなど、多くの関係者と調整し、コストを縮減しながら準備を進めている。 ・組織委員会は、各FAが大会中に使用する機器等に対し、確実に電力を供給することが求められている中、電力インフラ整備、会場内の仮設電源設備の設置等及び無停電電源装置（IBCのみ）にかかる大会経費について東京都作業部会で確認してきた。 ・これらの取り組みの結果、残る主な案件は、無停電電源装置（IBC以外）、エネルギーモニタリングシステム（EMS）の整備、大会運営費となっている。 ・エネルギー関連工事（発注済みの仮設電源設備の設置や今後発注する工事）の設計監修、工事監理、大会時の維持管理支援、それに関係する各種戦略の検討を、一括して業務委託として実施することは効率的である。 ・これまでIOCの大会運営要件に基づき、コストを縮減しながら調整を進めてきた組織委員会が、継続的に本案件を進めることにより、効率的で連続性のあるサービスの提供が可能となる。 	
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・開催都市契約大会運営要件のエネルギー要件におけるエネルギー供給の信頼性確保のためには、仮設電源設備の設置等が必要となっている。 ・本案件において各種戦略を立案し実行に移すことにより、各会場の仮設電源設備の設置から撤去までを遅滞なく、確実に実施することが可能となる。 ・各種戦略の立案、エネルギー関連工事の設計監修、工事監理に携わったものが引き続き維持管理を支援することで、大規模（世界的イベント）、広域（全国45会場）、同時実施、複雑（他FA工事との輻輳等）な事業を円滑かつ確実に執行することが可能となる。 	

<p>経費の内容等が必要性 (必要な内容、機能かなど)、効率性 (適正な規模、単価かなど)、納得性 (類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織委員会では、大会の運営までの期間に係る人員について、IOC 推奨要員に対して精査、削減し、必要な規模に抑えてきた。 ・今回は 2019 年度分を発注し、2020 年度分は大会の運営計画や撤去計画の具体化にあわせて必要となる人員の規模を再検討したうえで、今後、別途発注する計画としている。 ・発注予定金額について、組織委員会より以下の説明を受け、説明の内容で積算が実施されていることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 直接人件費の単価は、平成 31 年度設計業務委託等技術者単価（国土交通省）を採用。 ② 直接人件費の人工は、2019 年度に実施する業務に必要な作業時間を積み上げ。 ③ 諸経費、技術料等経費については、都の基準の標準の掛け率を用いて算出。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで組織委員会は、大会時のエネルギー供給に向けて IOC と要件緩和の調整を行い、コストを削減しながら V3 予算内に収めてきた。 ・本案件は、仮設電源設備の設置から撤去、大会時の運営を確実に実施するための人員を確保するために必要な業務委託である。 ・本案件の業務内容の 1 つである後利用の検討により、実現性のある 3R の計画を策定し、確実に実施するよう努めていただきたい。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・大会成功に向けて、大会開催都市としての責任を持つ東京都が大枠の合意に基づき、本案件の経費を公費で負担することは適切である。 ・今後発注する予定案件含めて、予算内に収めるよう努めていただきたい。 	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。